

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

2017.10.10

発行者：株式会社リーテム

10月号
2017

今月のテーマ

「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第2回）環境省（10/2）」

昨今の“雑品スクラップ”の保管ヤードでの火災事故等を受けての廃棄物処理法改正、バーゼル法改正、その他中国の雑品輸入制限措置を受けての、日本の雑品業者の今後の動きを特集号でお届けします。

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（環境省）

<規制対象品目>

- “雑品スクラップ”については、「有価物」での運用のため、現行法では規制対象外
- 火災等の諸問題を受け、以下の品目は有価物であっても規制対象に追加
- 家電4品目、小型家電28品目、に加え、業務用機器も対象として指定
- それ以外の品目の機器についても、必要な措置を検討し、機動的に対応



<保管及び処分の基準>

- 廃棄物処理法で規制している廃棄物の保管・処分の基準を基本とする
- 保管基準・「保管高」については、使用済電気電子機器の保管等の実態を踏まえ対応
- 処分基準・基本的には、破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準に
- 火災の原因となる油、電池・バッテリー、ガスボンベ等について、必要な措置を講じる



<届出、帳簿>

- 「届出」と称しつつも、実質上の行政への「申請」
- 届出書類は、廃棄物処理法に基づく処分業の許可申請事項・書類を基本とする
- 雑品スクラップの流れの把握のため、帳簿の作成と備え付け
- 帳簿・品目、引取先、引取量、取扱い方法（解体、処分）、引渡先、引渡数量等

申請に該当

届出

廃棄物の処分業
許可の申請と
同内容？

帳簿

品目	
引取先	
引取量	
取扱い方法（解体、処分）	
引渡先	
引渡数量	
...	

<施行（推測）>

- この廃棄物処理法改正は4月に施行され、6ヶ月の猶予期間があるものと推測

(バーゼル法)

- 一方、バーゼル法改正は6月に施行され、その品目は左上の廃棄物処理法改正の指定品目となるものと推測



廃棄物処理法改正予定



バーゼル法改正予定

◇環境省

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第2回）の開催について

<http://www.env.go.jp/press/104556.html>

中国の環境規制の強化（直近のニュースタイトル）

■ 2017年8月

「雑品シッパー、中国環境規制で苦境」
「中国 輸入禁止リスト等を改訂 未選別古紙など年末で不可に」
「中国、規制は廃プラから金属に「雑品は中国へ」時代終わる」

■ 2017年9月

「中国経済、緩やかに減速 環境規制の強化響く」



<排出事業者様へのサービスメニューの一例>



◆廃棄物・有価物一元管理マネジメントサービス

お客様の工場内での廃棄物処理・再資源化に加え、有価物も一元管理することで、さまざまなリスクを回避すると同時にコスト低減、CO2排出量低減、リサイクル率の向上などを目指します。

構内の廃棄物保管置き場からの廃棄物の回収や、廃棄物集荷ヤードでの仕分け（産業廃棄物、一般廃棄物、有価物など）、集積状況の管理、マニフェスト作成、処理委託費などの管理、処理委託先、売却先との窓口業務など、リーテムが一元管理します。



この後も、この雑品スクラップやいわゆる処理困難物についての情報を、地球規模で見据え、情報をお届けしていきますので、引き続きご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

◇その他のサービスのご紹介



廃棄物処分・資源再生サービス
(廃棄物一元管理マネジメントサービス)
https://www.re-tem.com/service/service_list/waste-uniform-management/



環境コンサルティング
(処理コスト最適化コンサルティング)
https://www.re-tem.com/service/service_list/cost-optimization/



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル 7 F
TEL.03-3251-7041 Mail. info@re-tem.com <http://www.re-tem.com/>